

特別養護老人ホーム古志乃里 利用料 (2018.4.1)

あなたがサービスを利用した場合にお支払いただく負担金は次のとおりです。

なお、この料金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

(1) 基本料金 (1日あたりの自己負担額・1割負担の場合)

要介護度	料金
要介護 1	636 円
要介護 2	703 円
要介護 3	776 円
要介護 4	843 円
要介護 5	910 円

※ 2割負担の方は別紙料金表をご参照ください。

※ 入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

【加算】

加算の種類	加算の内容	加算額
日常生活継続支援加算	重度の要介護状態の者や認知症の者、たんの吸引等が必要な者のいずれかが入所者の総数に対し一定の割合を占めている場合	1日につき 46 円
排せつ支援加算	医師が支援によって排泄にかかる要介護状態を改善できると判断した入所者に対し、要因を分析した結果をふまえた計画に基づく支援をした場合	1月につき 100 円
看護体制加算(I)	常勤の看護師を1名以上配置した場合	1日につき 4 円
看護体制加算(II)	看護職員を常勤換算法で5名以上配置した場合	1日につき 8 円
夜勤職員配置加算(II)	夜勤職員を1名以上、上回って配置した場合	1日につき 18 円
夜勤職員配置加算(IV)	夜勤職員配置加算(II)に加え、夜勤勤務時間帯を通じて、看護職員を配置している事、又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合	1日につき 21 円
個別機能訓練加算	理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合	1日につき 12 円
初期加算	入所後30日と、入院が1ヵ月以上に及んだ場合の退院後の30日	1日につき 30 円

特別養護老人ホーム古志乃里 利用料 (2018.4.1)

若年性認知症 入所者受入加算	若年性認知症入所者に対して施設サービスを行なった場合	1日につき 120円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	医師が、認知症で緊急入所が適当と判断した者に対し、対応をした場合 (入所した日から起算して7日間)	1日につき 200円
退所時等相談援助 加算	① 退所前後訪問相談援助を行なった場合 ② 退所時相談援助を行なった場合 退所前の連携・調整を行なった場合	1回につき 460円 1回に限り 400円 1回に限り 500円
栄養マネジメント 加算	③ 必要な体制が整備され、栄養ケアマネジメントを行なった場合	1日につき 14円
再入所時栄養連携 加算	医療機関に入院し、退院時に施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合	1回につき 400円
経口維持加算 (I)	必要な体制が整備され、摂食機能障害があり著しい誤嚥が認められる者に、継続して経口による食事摂取を進める為の特別な管理を行なった場合	1月につき 400円
経口維持加算 (II)	必要な体制が整備され、摂食機能障害があり誤嚥が認められる者に、継続して経口による食事摂取を進める為の特別な管理を行なった場合	1月につき 100円
経口移行加算	必要な体制が整備され、経管による食事摂取の方などが経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行なった場合	1日につき 28円
口腔衛生管理体制 加算	口腔ケアに係る技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成した場合	1月につき 30円
口腔衛生管理加算	口腔衛生管理体制加算を算定しており、かつ、歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行なった場合	1月につき 90円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	1回につき 6円(1日に3回を限度)
低栄養リスク改善 加算	栄養マネジメント加算を算定しており、低栄養リスクが「高」と判断された入居者に対し、栄養ケア計画を作成し、	1月につき 300円

特別養護老人ホーム古志乃里 利用料 (2018.4.1)

褥瘡マネジメント加算	必要な体制が整備され、関連職種が連携して褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理をした場合	1月につき 10円
配置医師緊急時対応加算	嘱託医が施設の求めに応じ、早朝、夜間又は深夜に施設を訪問して入居者に対して診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合	(1) 早朝・夜間の場合 1回につき 650円
		(2) 深夜の場合 1回につき 1,300円
看取り介護加算(I)	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら見取り介護を行った場合	1日につき 死亡日以前 4~30日以下 144円 死亡日の前日 及び前々日 680円 死亡日 1,280円
看取り介護加算(II)	入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間ごとの医師との連絡方法や診察を依頼する具体的なタイミング等について医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされている場合	1日につき 死亡日以前 4~30日以下 144円 死亡日の前日 及び前々日 780円 死亡日 1,580円
在宅復帰支援機能加算	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している施設	1日につき 10円
在宅・入所相互利用加算	在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を十分に行いつつ、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて、施設の同一個室を計画的に利用する場合	1日につき 40円
認知症専門ケア加算(I)	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合	1日につき 3円

特別養護老人ホーム古志乃里 利用料 (2018.4.1)

認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定し、かつ認知症介護指導者研修修了者を配置し、研修計画を実施した場合	1日につき 4円
外泊時加算	病院への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合(月6日限度)	1日につき 246円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(イ)	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合	1日につき 18円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(ロ)	介護職員の総数のうち介護福祉士が40%以上配置されている場合	1日につき 12円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合	1日につき 6円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	算定要件の全項目を満たしている場合	1日につき 6円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ及びⅡ及びⅢならびに職場環境等要件を満たしている場合	1月につき (基本料金+算定加算) ×8.3%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ及びⅡ、ならびに職場環境等要件を満たしている場合	1月につき (基本料金+算定加算) ×6.0%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ又はⅡならびに職場環境等要件を満たしている場合	1月につき (基本料金+算定加算) ×3.3%
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たしている場合	1月につき 処遇改善加算(Ⅲ) ×90%
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	算定要件のキャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たしていない場合	1月につき 処遇改善加算(Ⅲ) ×80%

サービス提供体制強化加算は(Ⅰ)イ(Ⅰ)ロ(Ⅱ)(Ⅲ)、介護職員処遇改善加算は(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)のいずれか1つのみ加算されます。

※ 介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

(2) 居住費及び食費(1日につき)

居住費	1,970円
食費	1,470円
おやつ代	50円

特別養護老人ホーム古志乃里 利用料 (2018.4.1)

介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された金額（1日あたり）のご負担となります。

※入所期間中に入院した場合の取り扱いについても、居住費相当額をいただきますので、ご了承ください。

(3) その他の料金

特別な食事	実費負担をいただきます。
理美容費	実費負担をいただきます。
行政手続代行費	実費負担をいただきます。